

姫路市は、手柄山スポーツ施設整備運営事業について、事業契約を締結したので、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第15条第3項の規定に基づき、その内容を公表します。

令和3年12月22日

姫路市長 清元 秀泰

1 公共施設等の名称及び立地

(1) 名称

新体育館、屋内競技用プール、屋外附属プール

(2) 立地

姫路市西延末地内外

2 選定事業者の商号又は名称

住所 姫路市網干区新在家1261番地の12

名称 ひめじ手柄山PFI株式会社

代表取締役 荒 健

3 公共施設等の整備等の内容

新体育館、屋内競技用プール及び屋外附属プールの設計、建設、工事監理、運営及び維持管理を行う。

4 契約期間

令和3年12月21日から令和23年3月31日まで

5 契約金額

金33,298,792,097円

(うち消費税及び地方消費税相当額金3,013,250,864円)

6 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項は、「事業契約書」の以下の条項のとおりである。なお、本事業契約書においては、姫路市を「甲」、ひめじ手柄山PFI株式会社を「乙」としている。

<事業契約書(抄)>

第12章 契約期間及び契約の終了並びに指定管理者の指定の取消し

(甲による任意解除等)

第91条 甲は、乙に対して、180日以上前に通知することにより、本事業契約を解除することができる。

(乙の債務不履行等による解除)

第92条 甲は、契約期間中、次の各号のいずれかに該当するときは、本事業契約を解除し、又は業務の停止を命ずることができる。

(1) 乙が、運営・維持管理業務の実施を放棄し、かつ、3日以上にわたりその状態が継続したとき。

- (2) 乙が、破産、会社更生、民事再生、特別清算又はその他の倒産手続について乙の取締役会でその申立てを決議したとき、又は第三者（乙の取締役を含む。）によってその申立てがなされたとき。
- (3) 乙が、業務報告書に重大な虚偽記載を行ったとき。
- (4) 乙が、甲の業務是正指示等に従わず、直ちに本事業契約を解除しなければ甲の行政運営に重大な支障が生じるおそれがあるとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、乙が本事業契約の債務を履行せず、甲が相当な期間を定めて催告をしても乙が催告に係る債務の履行をしないとき。
- (6) 前各号までに掲げるもののほか、乙が本事業契約に違反し、その違反により本事業契約の目的を達することができないと甲が認めたとき。
- (7) モニタリングの結果により甲が本事業契約を解除できるとき。

2 甲は、本件施設の引渡し前において、次の各号のいずれかに該当するときは、本事業契約を解除し、又は業務の停止を命ずることができる。

- (1) 乙が、設計業務又は建設業務に着手すべき期日を過ぎてもこれに着手せず、甲が乙に対し、相当の期間を定めて催告しても、当該遅延が乙の責めに帰すことができない事由により生じたものであることの合理的な説明がないとき。
- (2) 乙の責めに帰すべき事由により、本件引渡予定日から30日が経過しても本件施設の引渡しが行われないとき、又は明らかに引渡しの見込みがないと甲が認めたとき。

（談合行為等に対する解除措置）

第93条 甲は、本事業の入札手続について落札者が次の各号所定のいずれかに該当した場合には、本事業契約を解除することができる。

- (1) 構成企業、協力企業、又はこれを構成事業者とする私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第2条第2項の事業者団体（以下「構成企業等及び団体」という。）が、本事業の入札手続について同法第3条又は第8条第1号の規定に違反したとして、同法第7条又は第8条の2の規定による排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）が確定したとき。
- (2) 本事業の入札手続について、構成企業等及び団体に、同法第7条の2第1項（同第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）が確定したとき（確定した納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消されたときを含む。以下同じ）。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、確定した排除措置命令又は納付命令により、構成企業等及び団体に、本事業の入札手続について独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされたとき。
- (4) 確定した排除措置命令又は納付命令により、構成企業等及び団体に、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該行為の対象とな

った取引分野が示された場合において、当該期間に本事業の入札が行われたものであり、かつ、本事業の入札手続が当該取引分野に該当するものであるとき。

(5) 本事業の入札手続について、構成企業又は協力企業が、自ら又はその役員若しくは使用人その他の従業者に刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

2 甲は、乙が次の各号所定のいずれかに該当した場合には、本事業契約を解除することができる。

(1) 乙が、暴排条例で定める暴力団又は暴力団員、又は暴排要綱で定める排除対象業者、若しくはこれらと密接な関係を有すると認められる者であることが判明したとき。

(2) 乙が、暴排条例に違反している事実がある者であることが判明したとき。

3 甲は、前2項の規定により本事業契約を解除したときは、乙が被った損害を賠償することを要しないものとする。

(甲の債務不履行等による解除)

第94条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、本事業契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 甲がサービス購入料の支払を遅延し、乙が相当の期間を定めて催告したにもかかわらず、当該義務を履行しないとき。

(2) 乙が相当の期間を定めて催告したにもかかわらず、甲が本事業契約上の義務に違反し、かつ、その違反により本事業契約の履行が困難となったとき。

(3) 第19条又は第20条第3項の規定により要求水準書を変更したため、乙による要求水準書に従った業務の遂行が著しく困難となったと認められるとき。ただし、乙の責めに帰すべき事由に基づき要求水準書を変更する場合を除く。

(4) 第46条の規定による工事の施工の中止期間が6か月を超えたとき。ただし、中止が工事の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の工事が完成した後3か月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

(引渡し前の解除)

第95条 甲は、本件施設が引き渡される前に第91条、前条又は第99条の規定に基づき本事業契約が解除されたときは、自己の責任及び費用により、本件施設の出来形部分（設計図書等の出来形部分を含む。以下同じ。）を検査の上、当該検査に合格した部分（以下「合格部分」という。）を乙より買い受け、その引渡しを受けるものとする。この場合において、甲は、必要があると認めるときは、その理由をあらかじめ乙に通知の上、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。

2 前条の規定により本事業契約が解除された場合において、甲が前項の規定により合格部分の引渡しを受けたときは、甲は、合格部分に相当するサービス購入料及び第97条第8項の規定による損害賠償額の総額を、乙の請求により支払うものとする。このと

き甲は、当該支払を別紙8の支払方法と同様の方法による分割払い又は一括払いにより行うものとし、当該出来形部分の所有権は、引渡しを受けたときに乙から甲に移転するものとする。

3 第99条の規定により本事業契約が解除された場合において、甲が第1項の規定により合格部分の引渡しを受けたときは、甲は、合格部分に相当するサービス購入料及び乙が本事業契約による履行を終了させるために合理的に必要と認められる費用を乙の請求により支払うものとする。このとき甲は、当該支払を別紙8の支払方法と同様の方法による分割払い又は一括払いにより行うことができる。なお、当該出来形部分の所有権は、甲が引渡しを受けたときに乙から甲に移転するものとする。

4 本件施設が引き渡される前に第92条又は第93条の規定に基づき本事業契約が解除された場合、甲が事業用地の原状回復が合理的であると判断した場合を除き、乙は、自己の責任及び費用により、引渡しされていない本件施設のうちの出来形部分の検査を受けるものとし、甲は、合格部分を乙より買い受け、その引渡しを受けることができるものとする。甲が上記判断に基づき当該出来形部分を買受けないときは、乙は、その費用において速やかに事業用地を原状に回復して甲に明け渡さなければならない。

5 第92条又は第93条の規定に基づき本事業契約が解除された場合において、甲が前項の規定により合格部分の引渡しを受けたときは、甲は、合格部分に相当するサービス購入料を乙の請求により支払うものとする。このとき甲は、当該支払いを別紙8の支払方法と同様の方法による分割払い又は一括払いにより行うことができる。なお、当該出来形部分の所有権は、甲が引渡しを受けたときに乙から甲に移転するものとする。

6 第92条又は第93条の規定に基づき本事業契約が解除された場合において、甲が第4項の規定により合格部分の引渡しを受けたときは、甲は、合格部分に相当するサービス購入料支払債務と乙の第97条の規定による違約金又は損害賠償金の支払債務とを対当額で相殺することができる。この場合において、甲は、相殺後に残額がある場合は、乙の請求により前項に基づき分割又は一括により支払うものとする。

7 甲は、本条に基づき出来形の買受代金を別紙8の支払方法と同様の方法による分割払いで支払うときは、乙と協議の上、次の各号に掲げる利率を超えない金利を付すものとする。

(1) 本事業契約が第91条又は第94条により解除されたときは、乙の設計・建設業務に係る当初借入として甲が認めるもの（乙の株主による劣後融資を除く。）に付された金利（当該当初借入れの金利が借入れ当初の条件に従って見直されたときは見直し後の金利）と同等の利率

(2) 本事業契約が第92条、第93条又は第99条により解除されたときは、別紙8のサービス購入料Aの計算に用いるのと同等の利率

(引渡し後の解除)

第96条 本件施設の引渡し後に第91条から第94条まで又は第99条の規定に基づ

き本事業契約が解除されたときは、本事業契約は将来に向かって効力を失うものとし、甲は、第53条の規定に基づき取得した本件施設の所有権を保持するものとする。甲は、当該解除前に行われた業務に係る未払のサービス購入料があるときは、解除前の支払スケジュールに従ってこれを支払うものとする。

2 甲は、本事業契約が解除された日から14日以内に本件施設の現況を検査するものとし、当該検査により、本件施設に乙の責めに帰すべき事由による損傷等が認められるときは、乙に対してその修補を求めることができる。この場合において、乙は、必要な修補を実施した後、速やかにその旨を甲に通知しなければならない。甲は、当該通知の受領後10日以内に当該修補の完了の検査を行わなければならない。

3 乙は、前項に規定する手続の終了後速やかに運営・維持管理業務を甲又は甲が指定する者に引き継ぐものとする。

4 甲は、第99条の規定に基づき本事業契約が解除された場合、乙が運営・維持管理業務を終了させるために合理的に必要と認められる費用を乙の請求により乙に支払うものとする。

(違約金等)

第97条 第93条の規定に該当するときは、本事業契約が解除されるか否かにかかわらず、甲は、サービス購入料の総合計額（消費税及び地方消費税相当額を含む。以下この項において同じ。）の10分の2に相当する額を違約金として乙に請求するものとし、乙は速やかにこれを支払わなければならない。なお、乙は、乙又は応募グループの構成員である構成企業若しくは協力企業が本事業契約に関して次の各号のいずれかに該当したとき、又はこれらの者が代理人、支配人その他使用人若しくは入札代理人として使用していた者が本事業契約に関して第2号に該当したときは、本項本文に規定するサービス購入料の総合計額の10分の2に相当する額の違約金のほか、同総合計額の100分の5に相当する額を違約金として、甲の指定する期間内に支払わなければならない。本件施設の工事が完了した後も同様とする。

(1) 第93条第1項第2号に規定する確定した納付命令における課徴金について、独占禁止法第7条の3第2項又は第3項の規定の適用があるとき。

(2) 第93条第1項第1号又は2号に規定する排除措置命令若しくは納付命令又は同項第5号に規定する刑に係る確定判決において、違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。

2 第92条に定める事由に該当する場合、甲は、これによって生じた損害の賠償を乙に請求することができる。

3 前項の場合において、甲はその選択により、前項の損害賠償の請求に代えて、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる額を違約金として甲が指定する期限までに、甲に支払うよう請求することができる。

(1) 本件施設の引渡し前に解除された場合

設計・建設業務の対価の総額（ただし、消費税を含み支払利息相当額を除く。）の10分の1に相当する額

(2) 本件施設の引渡し後に解除された場合

当該解除された日が属する事業年度に支払われるべき別紙8に定めるサービス購入料C及びサービス購入料Dの合計金額（消費税を含む。第86条の規定によりサービス購入料が改定された場合には、改定後の金額とする。）の一年間分に相当する金額の10分の1に相当する額。なお、当該解除が開業準備業務期間の属する年度になされた場合の違約金額は、当該年度の翌年度に支払われるべきサービス購入料C及びサービス購入料Dの合計金額（消費税を含む。第86条の規定によりサービス購入料が改定された場合には、改定後の金額とする。）の一年間分に相当する金額の10分の1に相当する額

4 次に掲げる者が本事業契約を解除した場合は、第92条第1項第2号に該当する場合とみなす。

- (1) 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
- (2) 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
- (3) 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）に規定する再生債務者又は同法の規定により選任された管財人等

5 前4項に掲げる場合（第93条の規定により本事業契約が解除された場合を除く。）において、甲が第11条に基づく契約保証金又は履行保証保険金（以下、本条において「契約保証金等」という。）を受領しているときは、これを賠償金又は違約金に充当することができる。

6 甲は、前項の規定により契約保証金等を賠償金又は違約金に充当した後になお余剰があるときは、当該余剰に係る契約保証金等は、違約金として甲に帰属する。

7 乙は、第92条の規定により本事業契約を解除した場合において甲が被った損害額が第3項で定める違約金の額を上回るときは、その差額を甲の請求に基づき、支払わなければならない。

8 乙は、甲が次の各号のいずれかに該当する場合は、甲に対して、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合が本事業契約及び取引上の社会通念に照らして甲の責めに帰することができない事由によるものときは、この限りではない。

- (1) 第91条又は第94条の規定により本事業契約が解除されたとき。
- (2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

9 第1項から第3項まで又は第6項の場合において、甲は、損害賠償金又は違約金請求権と乙のサービス購入料請求権その他甲に対する債権とを対当額で相殺することがで

きる。

10 前項の場合において、充当する債権の順序は、甲が指定するものとする。

(指定管理者の指定の取消し等)

第98条 本件引渡日以後において、本事業契約の定めに基づき本事業契約が解除された場合、甲は、本指定を取り消すものとし、当該取消しがなされたときに当該解除の効力が生じるものとする。

2 甲は、本件引渡日以後に本事業契約が解除され前項の規定により本指定が取り消された後も、本件施設の所有権を保持する。

(不可抗力又は法令変更等による契約解除)

第99条 不可抗力又は法令変更等により、乙による事業の継続が不可能となった場合又は事業の継続に過分の費用を要する場合において、第106条第1項又は第108条第1項の通知の日から60日を経過しても第106条第2項又は第108条第2項の協議が調わないときは、甲は、本事業契約の全部又は一部を解除することができる。

2 不可抗力又は法令変更等により、運営・維持管理業務の中止期間が6か月を超えた場合においては、甲は、本事業契約の全部又は一部を解除することができる。ただし、中止が運営・維持管理業務の一部のみである場合には、その一部を除いた他の運営・維持管理業務についてはこの限りでない。

7 契約終了時の措置に関する事項

契約終了時の措置に関する事項は、「事業契約書」の以下の条項のとおりである。

<事業契約書(抄)>

(契約期間終了前の検査)

第100条 甲は、運営・維持管理期間満了6か月前までに、乙に通知を行い、本件施設の現況を確認するための検査を行うことができる。この場合において、甲は、本件施設が関係図書に適合しないと認めるときは、適合しない事項及び理由並びに是正期間を明示して、その修補を請求することができる。

2 前項の修補に要する費用の負担は、次の各号に掲げる修補の発生の原因に応じて、それぞれ次のとおりとする。

- (1) 長期間の使用に伴い生ずる劣化で要求水準書に定める運営・維持管理の方法によってもその発生がやむを得ないと認められるものについては、甲が負担する。
- (2) 不可抗力によるものについては、第15章に従う。
- (3) 前2号以外によるものについては、乙が負担する。

(原状回復義務)

第101条 乙は、本事業契約が終了し、又は本指定が取り消された場合において、本事業

業契約に基づき取り壊すべき施設があるとき又は本件施設に乙が所有し若しくは管理する工事材料、仮設物、機械器具その他の甲所有でない物件（乙が使用する構成企業等その他の第三者が所有し、又は管理するこれらの物件を含む。以下本条において同じ。）があるときは、乙は、当該物件を撤去するとともに、本件施設を修復し、取片付けて、甲に明け渡さなければならない。

2 前項の場合において、乙が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は本件施設の修復若しくは取片付けを行わないときは、甲は、乙に代わって当該物件を処分し、若しくは本件施設を修復し、又は取片付けを行うことができる。この場合においては、乙は、甲の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、甲の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。

3 第1項に規定する乙のとるべき措置の期限、方法等については、甲が乙の意見を聴いて定めるものとする。

4 乙は、本事業契約が終了した場合においては、甲に対し、本件施設を運営・維持管理するために必要なすべての書類を引き渡さなければならない。

(業務の引継ぎ等)

第102条 乙は、本事業契約が終了したとき又は本指定を取り消されたときは、甲の指定する期日までに、甲又は甲の指定する者に文書で本業務の引継ぎを行わなければならない。

2 甲は、必要と認める場合には、前項に定める引継ぎに先立ち、乙に対して甲又は甲の指定する者による本件施設の視察を申し出ることができるものとする。

3 乙は、甲から前項の申出を受けた場合は、合理的な理由のある場合を除いてその申出に応じなければならない。

(利用料金の引継ぎ等)

第103条 利用料金収入は、本件施設の利用に供する事業年度の会計に属するものとする。

2 利用料金収入のうち、本件施設の利用に供する事業年度が本指定の指定期間を超えるものについては、乙は、これを前受金として、甲又は甲の指定する者に引き継がなければならない。

(本事業契約終了時の本件備品等の取扱い)

第104条 乙は、本事業契約が終了したとき又は本指定を取り消されたときの本件備品等については、甲の指定する期日までに甲に対して引き渡さなければならない。ただしリリースの場合は甲、乙が協議の上定める。